

はじめに

市民、議会、行政における市の課題は、地域社会や様々な環境の変化に伴い変わってゆくものであり、自治のあり方についても、それに合わせていく必要があります。

そのため、白岡市自治基本条例第20条では、4年を越えない期間ごとに自治のあり方を検証することとしております。

検証作業は、公募委員5名を含む8名で構成する「白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、行いました。

令和元年度に続き3回目となる今回の検証では、課題となっている「市民」に係る自治基本条例の理念の浸透度などを確認することができました。

審議会では、今後も自治のあり方を定期的に検証するとともに、参画と協働のまちづくりを推進するための審議を行ってまいります。

令和5年10月 日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

I 白岡市自治基本条例第20条に規定する自治のあり方の検証結果について

1 検証についての考え方（共通事項）

(1) 検証の目的

白岡市自治基本条例では、時代や社会情勢に適合した内容となっているかを定期的に検証するため、第20条で4年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証するとされています。

また、同条において「市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。」とされていることから、「白岡市参画と協働のまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、審議・検証を行うものです。

(2) 検証の視点

- ① 市民主体の自治が推進されているか
- ② 時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

(3) 検証の方法

今回の検証は、市民の理解度を把握するために実施した自治基本条例に関するアンケートの結果等に基づき、検証の視点から各委員が意見を述べる形式により実施しました。

検証の方法としては、「市民」、「行政」、「議会」と検証内容を大分類することにより、それぞれの立場や役割を明確化しました。

2 自治のあり方（市民）の検証内容

(1) 会議概要

令和5年4月26日（水） 午後1時30分～午後3時45分

白岡市役所 会議室404

(2) 第1回審議会における検証作業について

令和元年度の検証時には、自治基本条例の理念や参画手続などの認知度は低いが、市民活動は活発化してきており、引き続き市民の参画協働の機会を捉え、自治基本条例の理念を具現化するための周知活動が必要であるとの検証結果であった。

このことを踏まえた上で、令和5年度第1回会議においては、令和4年度に実施した自治基本条例に関するアンケートの結果等により、市民のあり方について検証作業を実施した。

(3) 審議会で出された意見

- ・ アンケートの回答率は、この程度ではないか。
- ・ スマホによる回答があればよかったのではないか。
- ・ 協働のまちづくりが進めば率も上がるのではないか。
- ・ コミセン講座の認知度が高くて驚いた。
- ・ 移動スーパーの利用が多い地域、少ない地域があるように、地域ごとの課題も違う。
- ・ 地域ごとに細かい調査をしてみてもいいのではないか。
- ・ 市民活動を行うことで広くつながりが持てた。
- ・ いろいろなイベントに参加することで知り合いが増えた。
- ・ 集会所や広場を整備することによって、交流が広がったように思える。
- ・ 最近は自治会に入らない人が増えている。自治会のメリットを感じられないのではないか。
- ・ 新規の居住者には、集会所などに集まっていただき、活動内容などをよく説明している。そのことにより、自治会のメリットを感じてもらえているのではないか。

- ・ 自治会に入らなくても、様々な場所でイベントが行われているので、何も自分の自治会でやる必要がないと感じている人もいるのではないか。
- ・ 高齢化が進む中、活動も限られる。
- ・ 集まる機会を作ることで、活動する人が増え、区長などの役職候補者も出てくるのではないか。
- ・ 活動することも負担となっている。周りの人たちから活動を抑えるように言われている。
- ・ 活動するためにはお金も必要である。ばらまきのことも時には必要ではないか。

(4) 実施結果（総評）

令和４年度に実施した自治基本条例に関するアンケートの結果を見ても、自治基本条例の理念や参画手続などの認知度は依然として低い状態です。

また、地域ごとに実情が異なるため、アンケート等により課題を抽出する際、いかに地域のご意見を拾い上げるか工夫が必要です。

一方で、参画と協働を意識しているか否かを問わず、市民活動が活発に行われ始めていることも確認できました。こういった市民活動を通じたつながりは、活動の根幹と考えられるため、確固たるものにしていく必要があります。

今後とも、自治基本条例の理念を具現化するため、さらに周知活動の強化を図るとともに市民活動の担い手と協力し、市民の関心度を高めていく必要があります。

3 自治のあり方（行政）の検証内容

(1) 会議概要

令和5年5月29日（月） 午後1時30分～午後4時20分

白岡市役所 会議室404

(2) 第2回審議会における検証作業について

行政における自己検証として実施した令和4年度市民参画手続の実施状況では、パブリックコメント、傍聴可能な審議会の開催回数等、附属機関の公募状況、市民説明会の実施状況等、十分に市民の参画機会を提供できている。

しかしながら、令和4年度に実施した自治基本条例に関するアンケートでは、市民参画手続等の認知度は低く、広く市民の声を施策に反映させるための手法の認知度をどのように高めていくかが課題として明確となった。

第2回会議においては、市民の声を行政に反映させる方法について、主に議論した。

(3) 審議会に出された意見

- ・ 若い層の意見をくみ取るような方法を考えることが必要
- ・ 白岡市内でも地域特性があり色々な面で状況が違う。

アンケートを実施する場合には、地域特性も考慮して実施することにより意見が出やすくなる。

- ・ 井戸端会議では、色々な意見がでるが、行政区の役員会のような席では意見が出なくなる。
- ・ 行政区内の班長には、若い世代が多いため班会を適宜開催することにより、若い世代の意見が上がりやすくなるのではないか。
- ・ 地域活動に子どもを巻き込む（防災キャンプ、わんぱく広場、夏祭り）
- ・ 現在もやっていると思うが、インターネットをさらに活用する。
- ・ SNSの機能をもっと活用する。

SNS内でアンケートをとることもできるため、若い世代の意見が集めやすくなるのではないか。

インスタグラムのストーリーにアンケート機能があるので活用する。

- ・ アンケートはかみ砕いた質問にする。
- ・ 審議会等の会議でもっと発言しやすい仕組みづくりが必要だ。
- ・ 会議事項の内容が難解、少なくとも言葉をそしゃくしてわかりやすい言葉で伝えるべき。
- ・ この審議会の名前も長くてわかりづらい。
- ・ 行政区の良い例をピックアップする。
- ・ 行政が地域の世話をやく気持ちで支援が必要
- ・ 地域活動に対する補助金等、金銭的な土壌をつくる
- ・ 活字離れが、益々進んでいる。

文章で伝えるだけでは、限界が来ている。発想を変えて、漫画や動画で伝えるなどの工夫をする。

- ・ アンケートの自由記述で色々意見が出ている。批判や指摘が多いがこれを書いている人は、内容からして恐らく市民活動や地域活動をしていない人の意見だと考える。

次は、実際に活動を実施している方からアンケートとるなどして、さらに発展した意見をもらうべきだ。

- ・ 働いている若い世代は、忙しく物心両面に余裕がない。子ども会などを巻き込み活動を広げたいと思うが進まない。行政区や子ども会という枠では、地域活動を広げることは難しい。
- ・ 地域の役員は、ノルマとして引き受けることが多く、何かを始めたいと思う方は少ないと思う。
- ・ 若い世代は、市域ではなく外にコミュニティを持っている人が多い。
白岡は、住むだけの場所となっている。
- ・ 総合振興計画などの計画があるが、具体的なルールが敷かれていないのでやることがコロコロ変わる。
- ・ 市は様々なことでPRをしていることに、市民活動を通じて市に興味を持ってから知ったが、市民にはまだまだ届いていない。もっとくどいくらいに色々なことをPRするべきだ。
- ・ 行政は、コンプライアンス（法令遵守）、ガバナンス（統治）、アカウンタビリティ（説明責任）を念頭に行政を行うべき。

- ・ 白岡の梨栽培は、全国的に技術が高い。

(4) 実施結果（総評）

令和４年度の市民参画の実施状況では、前回検証時の平成３０年度の実施状況と比較してほぼ横ばいの状況でした。

市が開催する審議会等における構成委員の公募状況や条例等の制定時のパブリックコメントについては、適切に実施されており、市民の参画機会を設けることにおいては、十分に実施されています。しかしながら、様々な参画手続きがあるにも関わらず、市民の声を市の施策に反映させるという視点においては、アンケートの結果から見ても十分な状況とは言えず、今後、対策や工夫が必要です。

今後の事業の施策展開において、審議会やアンケートを実施するにあたり地域特性や年齢特性にも着目し、それぞれの特性に配慮したわかりやすい言葉で説明ができるよう工夫するとともに、意見を出しやすい仕組みづくりの検討も進めてください。検討に当たっては、特に次世代を担う若い層の意見を上手く取り入れることが重要です。

また、ＳＮＳやインターネットを活用し、文章だけに頼らず動画を取り入れるなど、新たな情報発信の取組が求められています。

市民が、自分たちの声が行政に届いていると実感できるよう、行政が市民の意見を求める際には、市民が自分たちの声が行政に届いていると実感できるような市民参画手続の工夫を期待します。

4 自治のあり方（議会）の検証内容

(1) 会議概要

令和5年6月28日（水） 午後1時30分～午後4時20分

白岡市役所 会議室404

(2) 第3回審議会における検証作業について

令和元年度の検証時には、議会と市民との対話、議会報告会、インターネット生中継など議会活性化にむけた検討が必要であるとの検証結果であった。

このことを踏まえた上で、令和5年度第3回会議においては、改めて議会の仕組み等について理解した上で、議会運営の視点から議会のあり方について検証作業を実施した。

(3) 審議会で出された意見

- ・ 行政には窓口があり、市役所に足を運ぶことで色々聞くことができる。
また、市長への手紙やパブリックコメントなどで意見が伝えられるが、議会への伝え方がわからない。
- ・ 議員が個人で報告会などを実施しているが、個人ではなく議会に対して意見を言える場があるとよい。
- ・ 一つの会派ではなく、色々な会派が開催している会議（報告会）であれば、足を運びやすい。
- ・ 子育て世代は、議会の傍聴に行く時間を作れない。
- ・ インターネットをもっと活用し、議論の内容が市民に伝わるよう工夫が必要である。
- ・ 議会中継について、議員全員の顔がわかるように移し方を検討してほしい。
- ・ 議会も SNS を活用して情報発信する。
- ・ 議会と市民の間に距離を感じる。
- ・ 市民は、本会議だけでなく委員会も傍聴するべき。
- ・ 議会だよりで議決内容や一般質問の内容を知ることができるが、議論の様子がわからない。

- ・ 議決に至るまでの議論の過程を公開してほしい。
- ・ 議会だより等で議論の内容をわかりやすい言葉で表現してほしい。
- ・ 議会が市民に対して広聴会を実施してほしい。
- ・ 市民のまちづくりに対する興味は、投票率に表れている。

議会で議論している内容や課題を情報発信し、市民に興味を持ってもらうことが必要である。

- ・ 議員提案の条例が少ない。
- ・ 議案の内容だけでなく、全体的な市の状況を市が議会に説明し、把握してもらう。新任の議員向けの研修等が必要ではないか。
- ・ 市議会議員の仕事の魅力を発信してほしい。
- ・ 議員の定数を下げて報酬を上げ、議員活動に専念できるようにする。
- ・ 一般市民は、議員や候補者と接する機会が少ないため、選挙で選ぶことが難しい。
- ・ この議会のあり方検証において、議会の仕組みなどの説明を聴いて色々わかった。議会について、市民は知らないことが多いと思う。

どういうプロセスで議論がなされているのか、情報発信が必要である。

- ・ 一般的に議会に求められているもの（役割）がわかりにくい。

(4) 実施結果（総評）

現在、市議会では、市ホームページにおいて議案書、議事録の公開や一般質問、総括質疑の議会中継を実施するなど、情報発信に努めるとともに、議員に対しタブレット端末を配布することにより従来の紙での議案書を省略するなど、議会の効率化にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、発信された議案の内容等が難解で理解しづらく、どのような議論がなされているのか、わかりやすい言葉やわかりやすい方法で発信することが重要です。

また、新たに行われた議会報告会では、議員が直接市民とワークショップを行い、意見を取り交わすなど有意義な取組が行われています。

議会に対して直接意見が伝えられる機会は少なく、今後においても議会報告会のような市民にとって議会がより身近に感じることができる取組を継続

して実施することが必要です。

5 市民活動に関する場所の検証内容

(1) 会議概要

令和5年7月26日（水） 午後1時30分～午後4時10分

白岡市コミュニティセンター集会室1・2

(2) 第4回審議会における検証作業について

令和元年度の検証時には、市民活動の場として必要な役割は、コミュニティセンターの設置目的と一致していることから、市民活動を有効に展開できる「場所」として、その機能をコミュニティセンターに位置付けることが望ましいとの検証結果であった。

このことを踏まえた上で、令和5年度第4回会議においては、会議会場をコミュニティセンター会議室とするとともに、コミュニティセンター館長も同席の上で、市民活動に関する場所について検証作業を実施した。

(3) 審議会に出された意見

- ・ 中央公民館は公民館法に定められた社会教育施設で法的な縛りがある。
- ・ コミセンがより自由であるという点をもっとアピールすべきである。
- ・ 公民館でもコミセンでも、同じような事業をやっている。一般市民にとっては、違いが分かりづらい。
- ・ 白岡市内は、民間の喫茶店のような、気軽にお茶を飲んだり、話をしたりできるような場所が少ない。そうした商業施設が不足している。
- ・ 公共施設と喫茶店のような商業施設が一体となっていてところも結構あり、そういった場所があると、より集まりやすい。
- ・ 公共施設により対応が異なるので、統括的に利用を見直したり、市民の意見を聞いたりできるような組織があってもよいのではないか。
- ・ 施設ごとの一覧表のようなものがあるとよいのではないか。
- ・ 各公共施設の利用方法や金額、予約、これまでにどういった利用があったのかなどがまとまっているものがあると、更に利用しやすくなると思われる。
- ・ 設備は整いつつあるので、あとはどのようにPRしていくかである。

現在は、市民活動専用のパネルを設置しており、そこに冊子やチラシを
おいて、会員の募集などもできるよう改善している。(コミセン館長)

- ・ コミセンの広報紙を年2回全戸配布している。それ以外の月も、全戸配布はしていないが毎月発行はしている。(コミセン館長)
- ・ 蓮田駅前の西口行政センターのギャラリーのようなものもあるとよい。
- ・ コミセンの施設の複合化や建て替えなど、現状をどうするかだけではなく、将来的なビジョンを考えるべきである。
- ・ 新白岡3丁目の集会所は古くて、靴からスリッパに履き替えるので煩わしいが、ノースプラザはそのまま入れるので、利用しやすい。
- ・ 行政区同士の繋がりが必要とはなるが、自治会の連合会のようなところで、それぞれの会館の融通や、事務員の配置などができるとうい
- ・ 連合会について、過去に学区を中心に利用できるような仕組みを作ろうとしたことがあったが、誰がやるのかや、費用の関係などの問題が生じた。
- ・ 集会所は、すべての行政区にあるわけではないし、利用方法もばらばらである。そのため、市で考えていかないと難しい。集会所利用の認識は各行政区で異なり、別の切り口から検討する必要がある。
- ・ 身近に子育て世帯が多く、次の世代の意見を取り入れる方法を考える必要がある。
- ・ 若い人は発言することが難しいようであり、回数を重ねてお互いに顔見知りとなって、言いやすいような環境を作っていくしかない。
- ・ 若い人たちも関心はあるが、きっかけがないと中々入っていけない。
- ・ 地道に続けていくしかない。
- ・ 地元の公園には、いくつかの幼稚園のバスがとまり、その公園で子供は遊んでいる。迎えにきた親も交流が生まれ、孫の面倒でその場に加わっている方から、若い世代の話を聞くことが多い。
- ・ 継続していくためには、若い世代を巻き込んでいく必要があり、子供や子育てがきっかけとなる。子供を中心に考えていく必要があり、縁日の要素などがよいのではないか。
- ・ 継続させていくには、役員が代わってしまうと難しいため、役員のリーダーシップも課題である。地域のリーダーの選出や育成を考えていく必

要がある。

- ・ 区長だけに任せるのではなく、若い人たちに入ってもらう必要がある。
- ・ 今年は復活の年であるため、来年以降に繋げていく必要がある。

(4) 実施結果（総評）

① 市民活動センターの機能について

現在、コミュニティセンターは指定管理者によって運営されています。

様々なノウハウを生かした運営が行われていますが、さらに広聴広報活動を行い、市民活動団体等の登録数を増やす取組が必要です。

また、人と団体のマッチングや市民活動団体の設立支援を積極的に行うことにより、市民活動のプラットフォームとして、さらに市民に愛される施設となるよう期待します。

② 地域活動支援の方向性

地域活動を継続的にしていくためには、若い人の力が必要であり、そのためには、子供を中心に据えた事業展開が重要です。あらゆる場で、若い人たちの交流を促進し、地域活動への参加を促す取組が必要です。

③ 居場所づくりについて

市内には、市民が気軽に集まれる場所が不足しており、行政区の集会所の有効活用が求められています。

今後は、行政区や地域の活動拠点となるよう、先進事例等を参考にするなど、居場所づくりの研究が必要です。

6 検証結果報告

今回の検証では、市民、議会、行政の立場から自治基本条例に関するアンケートの結果等を踏まえ、課題や問題点について審議いたしました。

議会と行政につきましては、参画と協働の推進に向けた事業や施策を展開している状況は確認できましたが、市民にとってより分かりやすい啓発方法を模索する必要があります。

また、自治基本条例に関するアンケートの結果では、市民の参画と協働のまちづくりの認識度は依然として低い状況であり、今後さらに自治基本条例の理念を具現化するための取組が必要です。

そのためには、議会と行政が市民に対して積極的に情報発信を行うとともに、要望・意見等を聴き、市が行う施策等に反映させることが大切です。

また、協働のまちづくりの基盤となる市民活動の推進を行政が市民に働きかけることで、参画と協働のまちづくりをさらに推進できるものと期待します。

Ⅱ 参考資料

● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	なかじま かつお 中島 勝夫	公募	1号委員
2	ほりきり しゅんすけ 堀切 俊介	公募	1号委員
3	わたなべ いさお 渡部 勲	公募	1号委員〔会長〕
4	かどた はるな 門田 晴奈	公募	1号委員
5	はやし しゅうじ 林 修嗣	公募	1号委員
6	ますだ まさし 増田 政史	白岡市行政区長会	2号委員〔副会長〕
7	こもり こ 小森 あゆ子	白岡市ボランティア連絡会	2号委員
8	おかやす まなぶ 岡安 学	白岡市商工会青年部	2号委員

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要

令和４年度 第１回 令和４年４月２２日（金）	１ これまでの経緯・関係条例等について ２ 今後のスケジュールについて
令和４年度 第２回 令和４年９月２８日（水）	１ 視察「白岡市コミュニティセンター及び鴻巣市市民活動センター」 ２ 講話「まちづくりと市民活動について」
令和４年度 第３回 令和５年３月１６日（木）	１ 視察研修の振り返りについて ２ 自治基本条例に関するアンケートの実施結果について
令和５年度 第１回 令和５年４月２６日（水）	１ 令和４年度第３回審議会の振り返りについて ２ 自治のあり方検証（市民）について
令和５年度 第２回 令和５年５月２９日（月）	１ 自治のあり方検証（市民）の振り返りについて ２ 自治のあり方検証（行政）について
令和５年度 第３回 令和５年６月２８日（水）	１ 自治のあり方検証（行政）の振り返りについて ２ 自治のあり方検証（議会）について
令和５年度 第４回 令和５年７月２６日（水）	１ 自治のあり方検証（議会）の振り返りについて ２ 市民活動に関する場所の検証について
令和５年度 第５回 令和５年９月２７日（水）	検証結果の取りまとめについて
令和５年度 第６回 令和５年１０月 日（ ）	検証結果について

○白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例

平成 26 年 12 月 26 日

条例第 25 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日 条例第 9 号

令和 2 年 3 月 19 日 条例第 5 号

令和 4 年 12 月 21 日 条例第 28 号

(設置)

第 1 条 白岡市自治基本条例（平成 23 年白岡町条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第 20 条の規定による検証に関すること。
- (2) 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活経済部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月27日条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月21日条例第28号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。